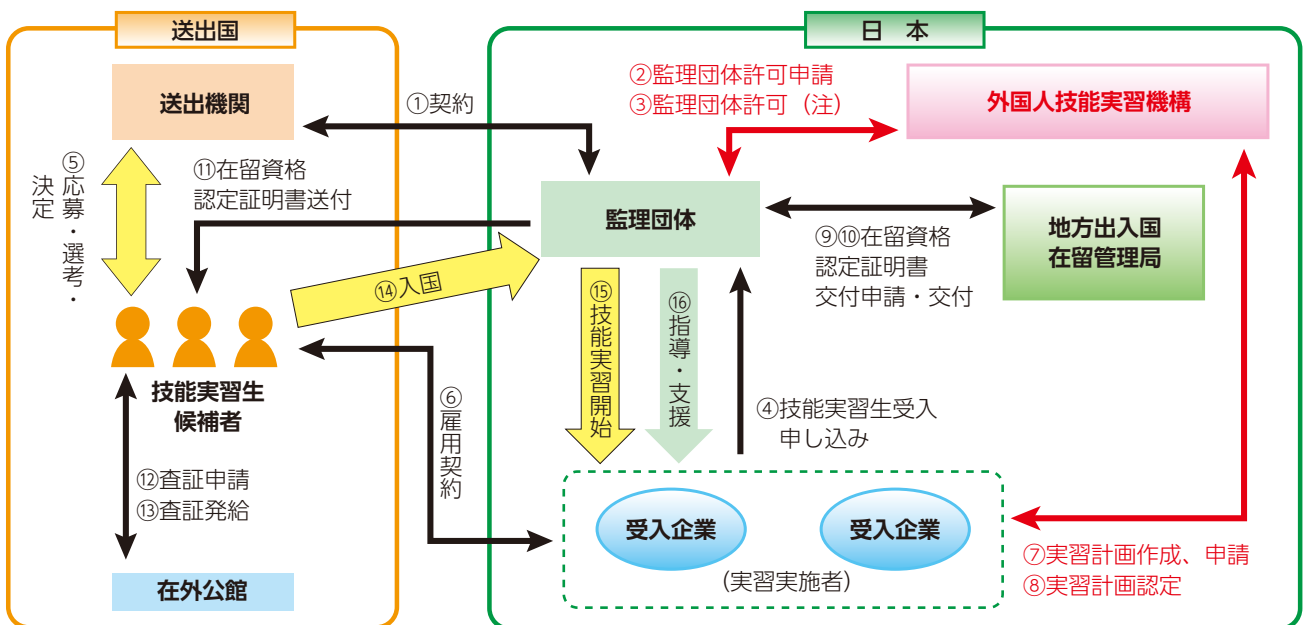


(3) 外国人技能実習制度の仕組み

技能実習の形態は、実習実施者の外国にある事業所など、一定の事業上の関係を有する機関から技能実習生を受け入れて技能実習を行わせる「企業単独型技能実習」と、営利を目的としない監理団体が、実習実施者に対して指導・監督をしながら技能実習を行わせる「団体監理型技能実習」に分けられます。基礎的な技能等を効果的・効率的に修得等する期間の技能実習 1 号及び 2 号の 3 年間に加え、応用段階の実習としての技能実習 3 号の 2 年間を合わせると最長で 5 年間の実習が可能です（図 2 参照）。なお、技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されます。

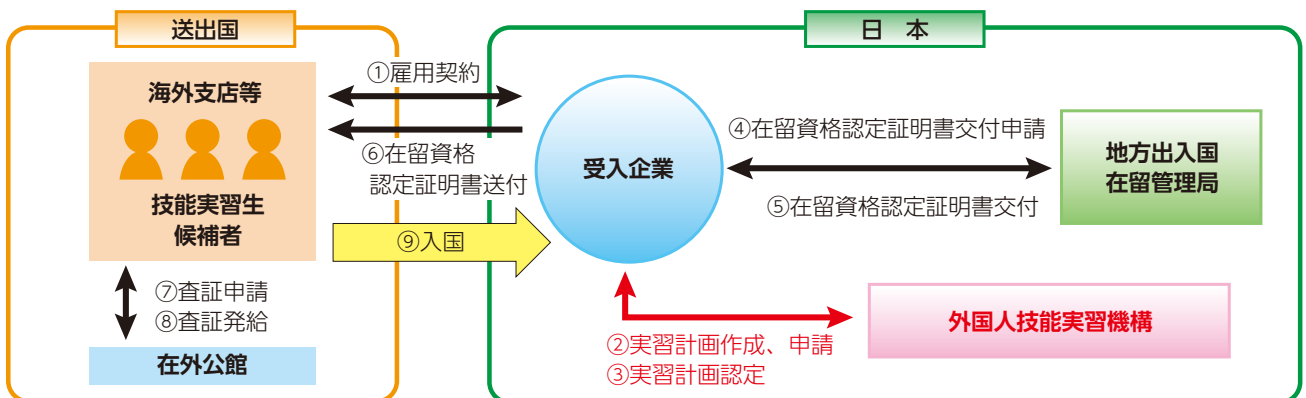
図 2 ● 技能実習制度の仕組み（技能実習制度の受入れ機関別のタイプ）

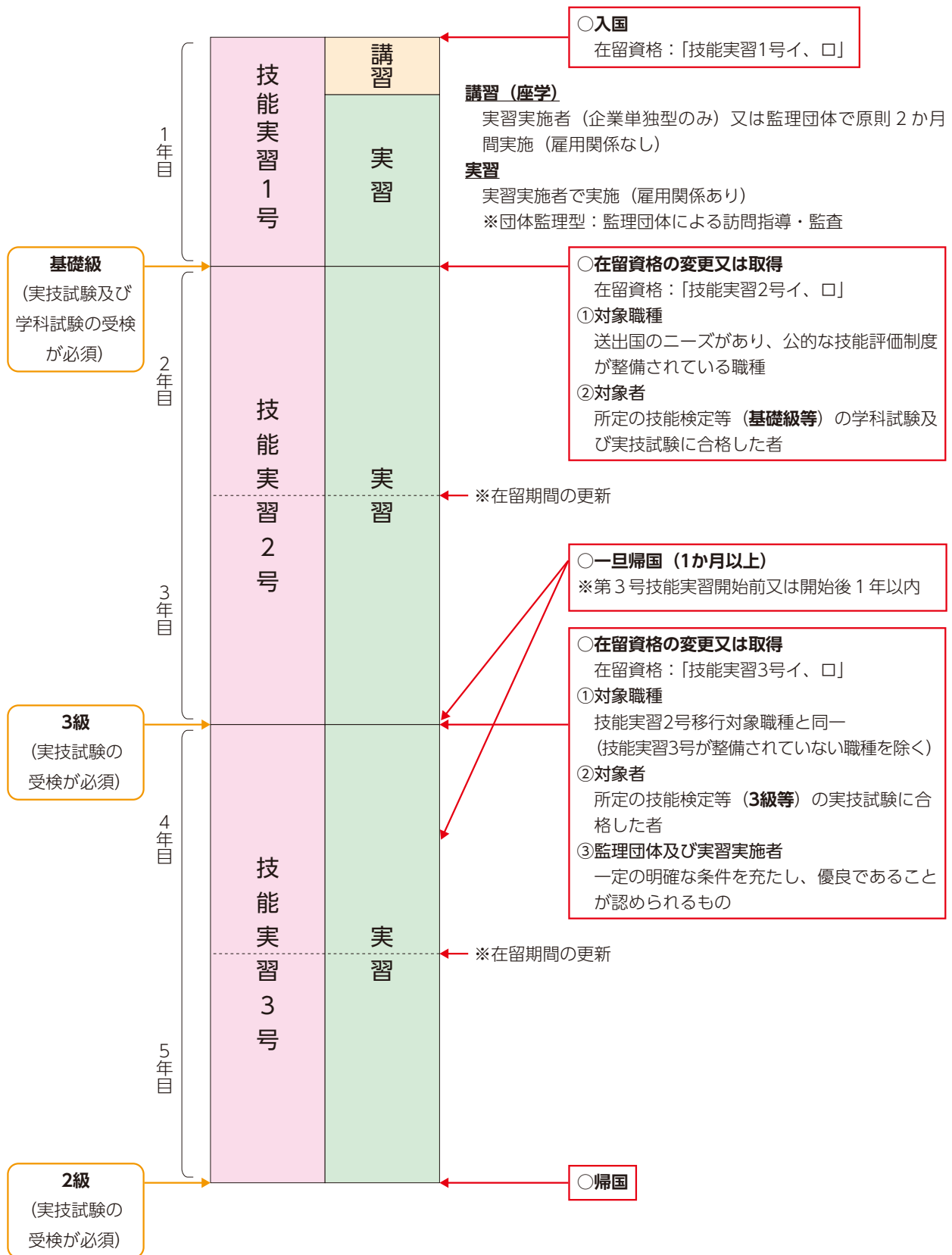
【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



注：外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣（法務大臣・厚生労働大臣）が団体を許可

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施





2号又は3号の実習計画の認定を受けるためには、公的評価システムとして技能検定等が整備されている「移行対象職種・作業」であることが要件として設けられており（図3参照）、かつ対象者が前段階の技能実習の目標として定めた技能検定等に合格していなければなりません。

図3 ●移行対象職種・作業一覧（86職種158作業）

（令和4年4月25日時点）

1 農業関係（2職種6作業）		4 食品製造関係（11職種18作業）		6 機械・金属関係（15職種29作業）		
職種名	作業名	職種名	作業名	職種名	作業名	
耕種農業●	施設園芸	缶詰巻縮●	缶詰巻縮	金属プレス加工	金属プレス	
	畑作・野菜		食鳥処理加工業●		食鳥処理加工	鉄工
	果樹	加熱性水産加工食品製造業●	節類製造	工場板金	機械板金	
畜産農業●	養豚		加熱乾製品製造	めっき	電気めっき	
	養鶏		調味加工品製造		溶融亜鉛めっき	
	酪農	くん製品製造	アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理		
2 漁業関係（2職種10作業）		5 繊維・衣服関係（13職種22作業）		7 その他（20職種37作業）		
職種名	作業名	職種名	作業名	職種名	作業名	
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業	非加熱性水産加工食品製造業●	塩蔵品製造	家具製作	家具手加工	
	延縄漁業		乾製品製造		印刷	オフセット印刷
	いか釣り漁業		発酵食品製造	合ねん糸工程		製本
	まさ網漁業	調理加工品製造	準備工程	プラスチック成形	圧縮成形	
	ひき網漁業	生食用加工品製造	製織工程		射出成形	
	刺し網漁業	かまぼこ製品製造	仕上工程		インフレーション成形	
	定置網漁業	牛豚肉処理加工業●	糸浸染	強化プラスチック成形	ブロー成形	
	かに・えびかご漁業	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	織物・ニット浸染		手積み積層成形	
	棒受網漁業△	パン製造	靴下製造	塗装	建築塗装	
養殖業●	ほたてがい・まがき養殖	農産物漬物製造業●△	丸編みニット製造		金属塗装	
	ほたてがい・まがき養殖	医療・福祉施設給食製造●△	たて編ニット生地製造●		鋼橋塗装	
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造●△	たて編ニット生地製造●	噴霧塗装		
	医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造●△	たて編ニット生地製造●	手溶接		
3 建設関係（22職種33作業）		染 色	織物・ニット浸染	半自動溶接	工業包装	
職種名	作業名	ニット製品製造	靴下製造	工業包装	工業包装	
さく井	パーカッション式さく井工事	丸編みニット製造	丸編みニット製造	紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き	
	ロータリー式さく井工事	たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造●		印刷箱製箱	
建築板金	ダクト板金	婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製		貼箱製造	
	内外装板金	紳士服製造	紳士既製服製造	段ボール箱製造		
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工	下着類製造●	下着類製造	機械ろくる成形		
建具製作	木製建具手加工	寝具製作	寝具製作	圧力鋳込み成形		
建築大工	大工工事	カーペット製造●△	織じゅうたん製造	パッド印刷		
型枠施工	型枠工事	帆布製品製造	タフテッドカーペット製造	自動車整備●	自動車整備	
鉄筋施工	鉄筋組立て	布はく縫製	ニードルパンチカーペット製造		ビルクリーニング	ビルクリーニング
とび	とび	座席シート縫製●	自動車シート縫製	介護●	介護	
石材施工	石材加工	6 機械・金属関係（15職種29作業）		リネンサプライ●△	リネンサプライ仕上げ	
	石張り	職種名	作業名	コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造	
タイル張り	タイル張り	鑄造	鑄鉄鑄物鑄造	宿泊●△	接客・衛生管理	
かわらぶき	かわらぶき	鍛造	非鉄金属鑄物鑄造	RPF製造●	RPF製造	
左官	左官	ダイカスト	ハンマ型鍛造	鉄道施設保守整備●	鉄道施設保守整備	
配管	建築配管		プレス型鍛造	プレス型鍛造	ゴム製品製造●△	成形加工
	プラント配管	ホットチャンパダイカスト	ホットチャンパダイカスト	押出し加工		
熱絶縁施工	保温保冷工事	コールドチャンパダイカスト	コールドチャンパダイカスト	混練り圧延加工		
	プラスチック系床仕上げ工事	普通旋盤	普通旋盤	複合積層加工		
	カーペット系床仕上げ工事	フライス盤	フライス盤	走行装置検修・解ぎ装		
内装仕上げ施工	鋼製下地工事	数値制御旋盤	数値制御旋盤	空気装置検修・解ぎ装		
	ボード仕上げ工事	マシニングセンタ	マシニングセンタ	○社内検定型の職種・作業（1職種3作業）		
	カーテン工事	職 種 名	作 業 名	職 種 名	作 業 名	
サッシ施工	ビル用サッシ施工	鑄造	鑄鉄鑄物鑄造	空港グランドハンドリング●	航空機地上支援	
防水施工	シーリング防水工事	鍛造	非鉄金属鑄物鑄造		航空貨物取扱	
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	ダイカスト	ハンマ型鍛造		客室清掃△	
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事		プレス型鍛造	プレス型鍛造		
表装	壁装	機械加工	プレス型鍛造			
建設機械施工●	押土・整地		普通旋盤	普通旋盤		
	積込み		フライス盤	フライス盤		
	掘削	数値制御旋盤	数値制御旋盤			
築炉	締固め	マシニングセンタ	マシニングセンタ			
	築炉					

（注1）●の職種：技能実習評価試験に係る職種

（注2）△のない職種・作業：3号まで実習可能

3号技能実習を実施できるのは、監理団体及び実習実施者が、法令で定める基準に適合し、優良であることが認められるものである必要があります（図4参照）。

図4 ● 優良な実習実施者及び監理団体（一般監理事業）の要件

- 実習実施者について、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第9条第10号）
- 監理団体については、技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第25条第1項第7号）

いずれも得点が満点の6割以上であれば、優良な実習実施者及び監理団体の基準に適合することとなる。

優良な実習実施者の要件

(満点：150点)

- ①技能等の修得等に係る実績（70点）
 - ・過去3技能実習事業年度の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率等
- ②技能実習を行わせる体制（10点）
 - ・直近過去3年以内の技能実習指導員、生活指導員の講習受講歴
- ③技能実習生の待遇（10点）
 - ・第1号技能実習生の賃金と最低賃金の比較
 - ・技能実習の各段階の賃金の昇給率
 - ・技能実習生の住環境の向上に向けた取組
- ④法令違反・問題の発生状況（5点(違反等あれば大幅減点)）
 - ・直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
 - ・直近過去3年以内に実習実施者に責めのある失踪の有無
- ⑤相談・支援体制（45点）
 - ・母国語で相談できる相談員の確保
 - ・他の機関で実習継続が困難となった技能実習生の受入実績
 - ・実習先変更支援サイトへの受入れ可能人数の登録等
- ⑥地域社会との共生（10点）
 - ・技能実習生に対する日本語学習の支援
 - ・地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供

優良な監理団体の要件

(満点：150点)

- ①実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制（50点）
 - ・監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率
 - ・監理責任者以外の監査に関与する職員の講習受講歴等
- ②技能等の修得等に係る実績（40点）
 - ・過去3技能実習事業年度の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率等
- ③法令違反・問題の発生状況（5点(違反等あれば大幅減点)）
 - ・直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
- ④相談・支援体制（45点）
 - ・他の機関で実習が困難となった技能実習生の受入に協力する旨の登録を行っていること
 - ・他の機関で実習継続が困難となった技能実習生の受入実績
 - ・技能実習生の住環境の向上に向けた取組等
- ⑤地域社会との共生（10点）
 - ・実習実施者に対する日本語学習への支援
 - ・実習実施者が行う地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供への支援

技能実習法における行政処分等

○ 実習実施者を対象とするもの

改善命令（技能実習法第 15 条第 1 項）

機構や主務大臣による調査等によって、実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないことが判明したとき、技能実習法、出入国又は労働に関する法令等に違反していることが判明したときであって、技能実習の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、主務大臣が改善命令を行う場合があります。

改善命令は、違反行為そのものについての是正を行うことはもとより、違反行為を起こすような管理体制や運営を行っていることそのものについて、改善を行わせることを目的としています。

期限を定めて、問題となっている事項の改善に必要な措置をとるよう命じられますので、期限内に改善措置を講じる必要があります。

さらに、改善命令を受けた旨が公示されることとなり、不適正な受入れを行っていたことが周知の事実となります。

技能実習計画の認定の取消し（技能実習法第 16 条第 1 項）

一度認定された技能実習計画であっても、認定計画に従って技能実習を実施していない場合や、認定基準を満たさなくなった場合、実習実施者が欠格事由に該当することとなった場合、主務大臣が行う立入検査を拒んだり妨害等した場合、改善命令に違反した場合、入管法令や労働関係法令に違反した場合等には、認定の取消しの対象となります。

認定が取り消されると、現在受け入れている技能実習生の実習が継続できなくなり、転籍させることが必要となります。

また、取消しの日から 5 年間、新たな技能実習計画の認定が受けられなくなります。

さらに、認定の取消しを受けた旨が公示されることとなり、不適正な受入れを行っていることが周知の事実となります。

○ 監理団体を対象とするもの

改善命令（技能実習法第 36 条第 1 項）

機構や主務大臣による調査等によって、技能実習法、出入国又は労働に関する法令等に違反していることが判明したときであって、監理事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、主務大臣が改善命令を行う場合があります。

改善命令は、違反行為そのものについての是正を行うことはもとより、違反行為を起こすような管理体制や運営を行っていることそのものについて、改善を行わせることを目的としています。

期限を定めて、問題となっている事項の改善に必要な措置をとるよう命じられますので、期限内に改善措置を講じる必要があります。

さらに、改善命令を受けた旨が公示されることとなり、不適正な受入れを行っていたことが周知の事実となります。

監理団体の許可の取消し（技能実習法第 37 条第 1 項）

一度許可を受けた監理団体であっても、許可基準を満たさなくなった場合、監理団体が欠格事由に該当することとなった場合、許可の条件に違反した場合、改善命令に違反した場合、入管法令や労働関係法令に違反した場合等には、許可の取消しの対象となります。

許可が取り消されると、監理事業を行うことができなくなり、現在受け入れている技能実習生の実習監理も継続できなくなります。

また、取消しの日から5年間は、新たな監理団体の許可が受けられなくなります。

さらに、許可の取消しを受けた旨が公示されることとなり、不適正な受入れを行っていることが周知の事実となります。

監理団体の許可の職権変更（技能実習法第 37 条第 2 項）

一般監理事業の許可を受けた監理団体が、優良な監理団体の要件を満たさなくなった場合には、職権での特定監理事業への許可の変更の対象となります。

許可の変更が行われると、その旨が公示されることとなります。

	監理できる技能実習	許可の有効期間	技能実習生の人数枠
特定監理事業	技能実習 1号、2号	3年又は5年(※1)	1号：基本人数枠(※2) 2号：基本人数枠の2倍
一般監理事業	技能実習 1号、2号、3号	5年又は7年(※1)	1号：基本人数枠の2倍 2号：基本人数枠の4倍 3号：基本人数枠の6倍

(※1)：前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合

(※2)：実習実施者の常勤職員の総数に応じた人数が設定されているもの

事業停止命令（技能実習法第 37 条第 3 項）

監理団体が、許可の取消事由（欠格事由を除く。）に該当することとなった場合においても、主務大臣は、違反の内容等を考慮した上で、許可の取消しではなく、期間を定めて監理事業の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

また、失踪する技能実習生を高い割合で発生させ、かつ、技能実習生の失踪者を発生させないための対策を十分に講じていないと認められる監理団体に対して、主務大臣は、事業停止（新規の受入れ停止）を命じることがあります。

事業停止命令を受けると、事業停止命令の日までにされた技能実習計画の認定の申請について、事業停止命令の日までに当該計画の認定がされなかった場合、命令による期間が経過するまでの間、当該計画の認定を受けることができません。

さらに、事業停止命令を受けた旨が公示されることとなります。

令和3年度 愛媛県内における行政処分等の事例

1 技能実習計画との齟齬があったもの

	対象	行政処分等の種類	理由
①	実習実施者	技能実習計画の認定の取消し	認定を受けた技能実習計画に従って技能実習を行わせていなかったこと。
②	実習実施者	技能実習計画の認定の取消し	認定を受けた技能実習計画に従って技能実習を行わせていなかったこと。
③	実習実施者	技能実習計画の認定の取消し	認定を受けた技能実習計画に従って技能実習を行わせていなかったこと。
④	実習実施者	技能実習計画の認定の取消し	認定を受けた技能実習計画に従って賃金を支払っていないかったこと。

2 認定の欠格事由に該当したもの

	対象	行政処分等の種類	理由
①	実習実施者	技能実習計画の認定の取消し	労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められること。
②	実習実施者	技能実習計画の認定の取消し	労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められること。
③	実習実施者	技能実習計画の認定の取消し	労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められること。
④	実習実施者	技能実習計画の認定の取消し	労働基準法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められること。
⑤	実習実施者	技能実習計画の認定の取消し	労働基準法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められること。
⑥	実習実施者	技能実習計画の認定の取消し	地方入国管理局より外国人の技能実習に係る不正行為に対する通知を受けたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められること。
⑦	実習実施者	技能実習計画の認定の取消し	地方入国管理局より外国人の技能実習に係る不正行為に対する通知を受けたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められること。

3 虚偽の報告等をしたもの

	対象	行政処分等の種類	理由
①	実習実施者	技能実習計画の認定の取消し	外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提示したこと、及び、虚偽の答弁をしたこと。